

「滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案 の論点整理（滋賀県市長会）」 に対する県の考え方

I. 基本的には滋賀県及び県議会で議論、判断されるべきものである

市長会での議論は制度、効果、負担等の観点から行ってきた

論点1 「命を守る治水」への思い入れが強く、社会・経済・法制度及び地理的条件さらには歴史的経緯と整合が取れず、多岐にわたる問題が生じ、実質的效果が薄くなる

【県の考え方1】

- ・ 条例については、これまでの流域治水検討委員会の住民会議、行政部会、学識者部会における議論を通して取りまとめ、さらに、県議会の議決をいただき策定した「滋賀県流域治水基本方針」の実効性を確保するもの。
- ・ どのような洪水にあっても人命を守り、壊滅的な被害を回避・軽減できる水害に強い地域づくりは、これまでの議論を通して出された県民共通の課題であり、県としては、この課題解決に向け、社会状況の変化や地域、関係法令などと整合を図りながら効果の高い条例の検討に努めてきたもの。

論点2 焦点が「川の外」の「治水」に特化し、水に守られる「命」に関わる「利水」、「環境」及び生態学視点が欠けている

【県の考え方2】

- ・ 流域治水は、どのような洪水にあっても、(1)人命が失われることを避け（最優先）、(2)生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水政策である。
- ・ 一方、湖沼、河川の流域を一体的に捉え、川の中、川の外を含めて治水、利水、環境といった、ともすれば利害が相反する多様な観点から、統合的に調整・管理しようとするものが、「統合的流域管理」という概念である。
- ・ 「統合的流域管理」については、平成23年3月に「琵琶湖淀川のこれからの流域管理に向けて」として提言をまとめたところであり、「流域治水」は、統合的流域管理の中の「氾濫源を含めた洪水対策」の部分に位置付けており、「利水」、「環境」、「生態系」の観点からは、統合的流域管理において議論しているところ。

Ⅱ. 制度の妥当性に問題がある

論点3 制度が網羅的過ぎ、治水の基本である河川対策や水防が不明確となっている

【県の考え方3】

- ・河川対策が、基幹的な対策であることは、条例要綱案第3（基本理念）に規定している。河川法と河川整備との関係については、河川整備基本方針に基づく河川整備計画の策定が義務づけられていることから、条例要綱案では、施策を具体的に講ずる際の基本的な県の考え方を示している。
- ・水防法との関係については、県は市町をはじめとする水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責務を有しており、条例要綱案では、水防法で明記されているものを除くほか、水防に関し県が行うべき事項を具体的に明らかにしている。

論点4 基本対策を軽視し、土地利用規制等の個別策に特化し、住民に不安を与える

【県の考え方4】

- ・河川整備などの「ながす対策」は、河川法第16条の2により河川整備計画に基づき推進するものであり、基幹的な治水対策であることから、県の基本的な考え方を条例要綱案にも示している。
- ・「とどめる対策」としての建築規制（安全な住まい方への確実な誘導）については、県民の生命、身体を守る多重防御対策の一つとして規定したもので、浸水により生命の危険性のある区域において、将来にわたって安全・安心に暮らしていただくための施策である。

論点5 200年に1回の降雨の基礎となっている明治29年水害の検証が必要。同等降雨の脅威を過小評価させる恐れがある

【県の考え方5】

- ・明治29年水害時の降雨量と琵琶湖水位の影響は、浸水位を想定する際に適切に考慮している。

論点6 命重視の反面、制度に無理が生じ、手続き尊重の立憲主義に反する恐れがある 罪刑法定主義／規制に伴う明白・合理性の原則

【県の考え方6】

- ・条例要綱案に規定する建築規制（安全な住まい方への確実な誘導）は、建築基準法第39条第2項の委任を受けて、同条第1項に規定する災害危険区域内における建築規制を同条の規定に基づく国土交通大臣の技術的助言（昭和34年10月27日付け建設省住発第42号）を踏まえて定めているものである。

- ・その内容は災害を防止し、人命被害を低減するために必要最小限度なものとなっており、憲法または法令の規定に違反するものではない。
- ・また、規制・罰則の内容については、大津地方検察庁とも協議を行った上で規定している。

論点7 県が判断する将来の危険性に着目しすぎる結果、公共の福祉に反しない行為（状態）に規制と罰則を科すことの問題が生じる

【県の考え方7】

- ・予見される災害リスクに対し、現在その建築物や敷地の状況が安全性を有していないことに着目して規制や罰則を科すことについては、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法等の国の立法例もあり、問題ないと考えている。
- ・また、条例要綱案の建築規制（安全な住まい方への確実な誘導）においては、一定の基準を満たした建築物を建築すれば居住は可能であり、既存の建築物は適用除外となることから居住の自由を制限するものではない。
- ・財産権は、日本国憲法第29条第2項の「公共の福祉」による制約を受けるが、条例要綱案に規定する建築規制（安全な住まい方への確実な誘導）の内容は、災害を防止し、人命被害を回避するために必要最小限なものであると考えている。

論点8 建築規制は、県も認めているとおり、建築基準法及び条例で対応可能であり、新たな条例を設けて規制する必要性は薄いし、逆に、建築基準法体系を歪める

建築基準法第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

滋賀県建築基準条例第34条 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、地すべり、出水（土石流を含む。）または、急傾斜地（傾斜度が30度以上あって、上端と下端との高低差が5メートル以上の土地をいう。）の崩壊により既存の建築物または将来建築される建築物に係る災害の発生する危険の著しい区域であって、知事が指定するものとする。

【県の考え方8】

- ・条例の規定形式を根拠法ごとにするか、政策目的による総合的なものにするかについては、あくまでも立法者（県）の裁量に委ねられているものである。
- ・なお、条例要綱案の規制内容は、現行の建築法制の内容と均衡を図って行っているものである。

論点9 見かけ上過大な規制となっているが、除外規定が多く、実質的な効果は低い

【県の考え方9】

- ・建築規制（安全な住まい方への確実な誘導）は、当該条例要綱案の目的である「浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護する」ために行うものであって、必要最小限度の規制とするために、建築基準法等の規定を参考として、一定の適用除外の規定を設けているものである。

- ・このことから、除外規定が、建築規制（安全な住まい方への確実な誘導）の効果を低下させることはない。

（条例要綱案の適用除外規定）

- (1) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内であるとき。
- (2) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分が居室を有しないとき。
- (3) 建築基準法第85条第5項の規定の適用を受ける仮設建築物の建築をしようとする場合
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、建築物およびその敷地の状況等を勘案してやむを得ないと知事が特に認めた建築物の建築をしようとする場合

論点10 「集水地域」の雨水貯留浸透対策に一般的な対策である開発に伴う調整池が含まれていないことは疑問。嵩上げ対策では、有効な補完対策となるはずである。

【県の考え方10】

- ・開発事業の調整池については、都市計画法に基づき開発許可事務の中で適切に各市および県において審査されている事項であり、各市および県がそれぞれの技術基準により運用されていることを踏まえ、条例要綱案には規定していない。
- ・開発審査については、今後も現行制度により適切に対応していく。

論点11 命を守る観点から、従来の治水政策の完璧性の限界を批判しつつ、結果的に嵩上げという、別の面で完璧性・技術偏重に陥っている

【県の考え方11】

- ・東日本大震災など大規模災害を教訓として、従来の施設対応を中心とした「防災対策」だけでは人命を守れないことが明らかになった。
- ・これからの治水政策では、施設規模を上回る洪水においても命を守ることを最優先とした「減災対策」にも取り組むことが重要であると認識している。
- ・こうした考え方は、大震災復興構想会議、中央防災会議、社会資本整備審議会などの国の提言でも明らかである。
- ・嵩上げ対策は、浸水により生命の危険性のある区域において、人命を守るために避難空間を確保（垂直避難）する有効な「減災対策」の一方策である。
- ・その他にも、既存の丘陵地やビルの高台、河川堤防腹付け盛土、公園盛土など、「水平避難＋垂直避難」方策を検討している。
- ・流域治水の推進にあたっては、「ながす」対策を基幹施策として推進するとともに、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」対策を並行して進め、多重防御により地域の安全性を向上させていくことが重要と考えている。

Ⅲ. 個人資産への公的助成の正当性に疑義がある

論点 1 2 個人資産の価値向上への助成の正当性に疑義がある

【県の考え方 1 2】

- ・ 地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要があると認める場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。
- ・ 現在提案している「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」は、浸水により生命の危険性のある区域において、水害から命を守るため、宅地の嵩上げ対策により、地域全体の生活基盤の本来満たすべき安全性を確保するものであり、公益性を有することから、地方自治法第 232 条の 2 に基づき、支援制度は妥当と考えられる。
- ・ なお、他の自治体でも、浸水被害軽減のための宅地嵩上げに対し補助している事例がある。(例：新潟市、宮崎市等)

論点 1 3 災害復興での助成制度はあるが、将来の危険に関し情報の提供を超えて、助成まで行うことは疑問

【県の考え方 1 3】

- ・ 現在検討している支援制度は、浸水により生命の危険性のある区域において、水害から人命を守り安全安心に暮らしていただくために、宅地の嵩上げに対して補助するものである。
- ・ 災害に関する助成制度は、「復興」にかかるものだけでなく、耐震化建築への助成や土砂災害特別警戒区域からの移転費用の利子補給など予見された災害リスクに対し安全でない建築物等へ助成する制度があり、当該支援制度は妥当なものと考ええる。
- ・ 本県では、災害で命が失われる前に、予見される災害リスクに対し必要な対策を行うもの。
- ・ 「災害復興」ではなく、命を守る「減災対策」の一環である。

Ⅳ. 市民の受益と負担が見合わない

論点 1 4 浸水危険区域指定される土地の資産価値が低くなり、売買に支障が出る恐れ

【県の考え方 1 4】

- ・ 本県では、安全な土地利用や住まい方の誘導のため、宅地・建物の売買等において水害リスク情報は積極的に提供すべきものと考えている。

- ・ 条例要綱案による浸水危険区域の指定は、「土砂災害防止法」による土砂災害特別警戒区域や「津波防災地域づくり法」による津波災害特別警戒区域の指定と同様の制度である。
- ・ このように法律にも同様の制度があることから、土地の資産価値が低くなること等については、「浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護する」という条例要綱案の目的の達成（公共の福祉）のため、県民の皆さまに受け入れていただきたいと考えている。
- ・ 最重要視されるべきは、人命保護のための規制である。

V. 制度の有効性

論点15 施策を「ながす」、「ためる」等4項目に分けているが、親しみやすい表現である反面、制度や技術的な正確さに欠けるとともに、力点にバラツキがある。例として、建築制限が「とどめる」となって「そなえる」でないことなど不整合がある

【県の考え方15】

- ・ 4項目は、滋賀県流域治水基本方針（平成24年3月議決）で体系的に整理したものである。
- ・ なお、建築制限は、被害を最小限に「とどめる」対策として位置づけている。

論点16 1/200年の浸水を基準とすることは、1/10～30である河川整備の基準と乖離し根拠が弱い

【県の考え方16】

- ・ 流域治水では、計画洪水は河川で対応し、これに加えて、施設能力を超える洪水に対しては、どのような洪水からも人命を守ることを最優先に最大クラスの1/200確率の規模で建築規制（安全な住まい方への確実な誘導）など流域での対応を図るものである。
- ・ 「東日本大震災からの復興の基本方針」においても今後の津波対策を構築するにあたり、基本的に2つのレベルの津波を想定している。
- ・ 具体的には、比較的発生頻度が高い津波（レベル1）に対しては施設対応で人命・財産の保護を図り（防災）、発生頻度は極めて低いが大規模な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）に対しては、被害最小化を主眼とする避難を軸とした「減災」の考え方に基づくものである。
- ・ これは、流域治水の考え方と同様である。
- ・ なお、「地先の安全度」について、200年、500年、1,000年確率降雨による被害

状況を分析したところ、200年確率の降雨を境に被害の拡大がおおよそ収束するという結果から、200年確率降雨を最大規模として採用したものである。

論点17 嵩上げ対策の技術的可能性と有効性に問題がある。周辺への負の影響の対策を明確にする必要があるが、実際には困難性が高い。具体的な事案とモデル対策の例示による可能性の確認が必要

【県の考え方17】

- ・ 嵩上げ対策は、浸水により生命の危険性のある区域において、命を守るために避難空間を確保（垂直避難）する有効な「減災対策」の一つである。
- ・ 嵩上げ対策は、竜王町、東近江市、長浜市などの歴史的に水害を受けてきた地域において取り組まれてきた減災対策であり、先人の優れた知恵として将来に引き継ぐべきものと考えている。
- ・ 垂直避難は、緊急時に必要な安全確保行動例として平成24年度防災白書においても推奨されている。

論点18 集水する「川の中」に比べて「川の外」の予測は一層困難であり、精度が低くなる

【県の考え方18】

- ・ 「地先の安全度」については、大河川の破堤氾濫だけでなく、中小河川や農業水路などの内水の氾濫も想定した流域内の各地点の安全度を表したものであり、流域治水検討委員会の学識者部会で専門家に意見をいただきながら取りまとめたものである。
- ・ 土木学会においても、今後の総合的な治水対策を検討する上での有効な技術として、また、住民の防災意識向上などにも役立つ技術として、平成24年度の「技術部門賞」を受賞し、学術的にも高く評価されたものである。
- ・ 明治29年水害や昭和34年伊勢湾台風、昨年8月の東近江市で起こった豪雨などの過去の浸水実績との照合で「地先の安全度」の精度は確認済みである。

（補足説明）

- 今回の洪水氾濫解析は、技術革新により汎用型ソフトが普及したことに加え、土木工学や防災を専門とする京都大学教授の指導を受けながら作成したモデルによるものである。解析技術の進歩によって安価でありながら緻密で非常に精度の高いものに仕上がっている。
- 計算に用いた地形データは、国の地形測量データ（LP）を基本に、さらに細かい地形変化を反映させるため、実際の測量結果や、市町の既存測量データを使用した。
- 解析にあたっては、次に示す3つの堤防決壊条件で行っている。

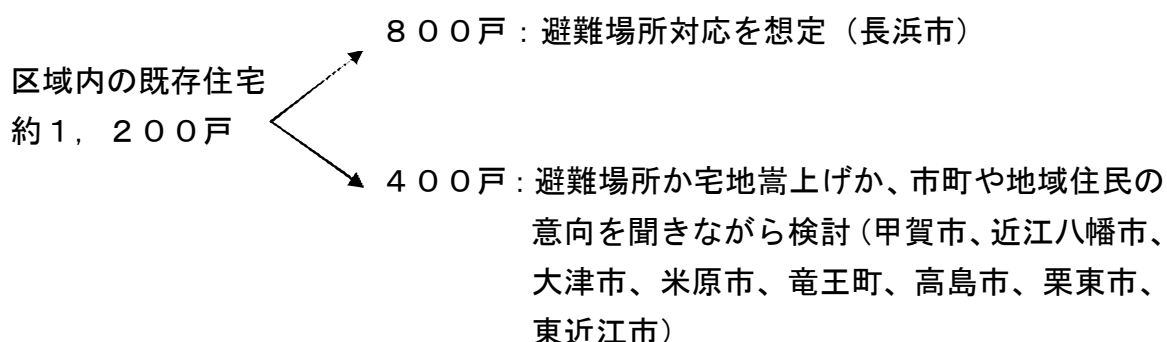
- ①無破堤：越水しても決壊しないケース
- ②越水破堤：越水した時点で決壊するケース
- ③H.W.L.破堤（天端高一余裕高）：計画高水位を超えた時点で決壊するケース

- 計算結果の妥当性、信頼性については、市町担当者に地先の安全度マップの浸水深と現地の標高や地形状況等を照らし合わせなどの確認を行っていただくとともに、県内各地の被災実績（虎姫、弓削、水荃など）調査などから検証済み。
- 解析手法やその精度の高さ、予測情報としての信頼性については、土木学会で評価されている。
- なお、がけ崩れ（法面崩壊）計算では、土質結果を基礎データとしたFEM法による予測が一般的であるが、断面ごとの計算であることから割高となり、土砂法では経験式法を採用。

論点 19 浸水危険区域指定 1,200 戸のうち嵩上げ実施家屋を年間 2~5 戸、他は避難所での対策と想定していることは、現行策と変わらず、新制度創設の根拠を弱める

【県の考え方 19】

- ・ 建築規制（安全な住まい方への確実な誘導）は、浸水危険区域において、想定される最大規模の降雨による洪水の際にも、命が失われないように、確実に避難できる避難場所を確保していただくものである。
- ・ 避難場所の確保には主に 2 種類あり、丘陵地や民間ビル、河川堤防への腹付け盛土、盛土公園などによる「水平避難+垂直避難」と、宅地の嵩上げや自宅の屋上利用などによる「垂直避難」である。
- ・ こうした取り組みにより、水害に対し安全性を有しない住宅等の「新たな」発生を防ぐことが実現でき、ここに新制度を設ける意義があると考えている。



論点 20 現実問題として個別に嵩上げする場合、現行の開発許可制度との整合性が問題

【県の考え方 20】

- ・ 市街化調整区域において嵩上げする場合の開発許可手続が円滑に進むように各市の開発許可担当課と調整する。

(参考) 従前の建築物の建替において宅地の嵩上げが必要となる行為は、既存建築物の建替であり、建替後の床面積の合計が従前の建築物の床面積の合計の2倍以下で、従前の構造及び用途が同一であれば、許可を要しないとする。

※「開発許可運用指針(都市計画法第34条第14号関係(9)既存建築物の建替)および「開発許可制度の取扱基準(滋賀県住宅課) p105 法43条 (3)規模、構造が従前と著しく異ならず制限を受けないもの」による

VI. 市町負担の妥当性

論点21 県条例で水防管理者(市町長)を拘束し、負担を求めることの妥当性に問題がある

【県の考え方21】

- ・ 条例要綱案には、水防管理者(市町長)を拘束し、または負担を求めることは規定していない。
- ・ 県と市は、水害から住民の命を守るという同じ立場にあることから避難場所整備や宅地嵩上げの際に市町にも一定の負担をお願いする。

VII. 滋賀県の条例制定力低下の懸念

論点22 法体系の位置づけと実効性に疑義のある条例を制定することは問題である

【県の考え方22】

- ・ 条例要綱案は、現行の建築法制を歪めるものではないし、憲法・法令の規定に違反するものではないと考えている。
- ・ また、建築規制(安全な住まい方への確実な誘導)の内容は必要最小限度の規制となっており、実効性も担保されている。

(参考)

憲法第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

【これ以降の論点についての対応】

- ・ これ以降の論点については、条例要綱案そのものに対するものではなく治水政策全般に関する指摘と認識
- ・ 指摘事項のうち、治水政策全般に関するものは「現状」を、流域治水政策に関するものは「県の考え方」を記載

VIII. 治水政策の総括と評価がなされていない

論点 2 3 上下流問題（琵琶湖流域の上下流、琵琶湖淀川の上流）が正当に検討、評価されていない

【現状 2 3】

- ・ 昭和 47 年度から平成 8 年度において、琵琶湖総合開発関連の河川事業として、琵琶湖に流入する 41 河川約 115 km を重点的に整備するとともに、洪水により著しい災害が発生した河川についても順次整備を進めてきた。その結果、各河川の下流部の治水安全度は概ね向上したが、中上流部については鉄道橋や道路橋の改築など大規模構造物が未整備の河川が多く、厳しい財政状況の中、より効率的・効果的な河川整備が求められている。
- ・ このため、平成 20 年の「中長期整備実施河川の検討」において、優先して治水事業を実施する河川を選定し、その結果を踏まえて策定した河川整備計画に基づき、河川整備を進めている。
- ・ 琵琶湖の水資源開発の終了に伴い、琵琶湖の水位は、上下流の治水、利水、あるいは琵琶湖の環境への影響などを考慮し、上下流府県の合意の上で平成 4 (1992) 年に定められた瀬田川洗堰操作規則により操作が行われているが、平成 7 (1995) 年の洪水時、あるいは平成 6 (1994) 年、平成 12 (2000) 年、平成 14 (2002) 年の渇水時のように、洪水時や渇水時の操作は、琵琶湖周辺と下流の双方の治水、利水、環境に影響がある。特に、直接水位の影響を受ける琵琶湖周辺では、住民生活、産業活動、環境や景観などに大きな影響を及ぼしている。
- ・ 水位のあり方には、治水、利水、環境などの目的相互の間、あるいは洪水時、渇水時など上流と下流の間などでニーズが相反するトレードオフの関係にあるなど課題が多い。

(「琵琶湖淀川のこれからの流域管理に向けて」提言：平成 23 年 3 月 P14 参考)

論点 2 4 過去から県内治水政策が下流府県の利水政策に左右されてきた経緯が正しく評価されていない

【現状 2 4】

- ・ 大戸川ダムは昭和 57 年に大阪府、京都府、大津市の水需要の増加に伴い淀川水系

水資源開発基本計画に位置づけられ、その後、水需要の減少に伴い平成 21 年の基本計画の変更において計画への位置づけがなくなった。

・下流府県の利水撤退により、平成 21 年 3 月に策定された淀川水系河川整備計画では、治水専用ダムとして位置づけられ、国は次の考え方を示している。

① 大戸川ダム本体工事は当面実施しない（凍結する）。

② 将来、ダム本体工事に着手する場合は、改めて知事等の意見を聴き、河川整備計画を変更する。

・丹生ダムは昭和 57 年に大阪府、京都府、兵庫県の水需要の増加に伴い淀川水系水資源開発基本計画（フルプラン）に位置づけられ、その後、水需要の減少に伴い平成 21 年の基本計画の変更において計画への位置づけがなくなった。

論点 2 5 ダム凍結方針の評価と今後の方針が踏まえられていない

【県の考え方 2 5】

・芹谷ダムおよび北川第一ダム・第二ダムについては、滋賀県公共事業評価監視委員会の答申を受けダム建設事業中止等の方針について評価した。

・この評価を踏まえ「河川における氾濫防止対策」として条例要綱案第 3 章第 9 に反映している。

論点 2 6 瀬田川の流下能力改善、洗堰の位置づけ及び操作のあり方の評価と方針が含まれていない

【現状 2 6】

・瀬田川の流下能力改善、洗堰の位置づけ及び操作のあり方については、淀川水系河川整備計画に反映済みである。

・琵琶湖の水位と下流への流量をコントロールする瀬田川洗堰の操作は、琵琶湖周辺地域および下流地域の双方に大きな影響を与えるものであり、琵琶湖周辺と下流の治水面や利水面で大きな役割を果たしているが、かつては特に治水を巡って、上下流で厳しい利害対立があった。

・また、水位操作の影響を直接常時受ける琵琶湖とその周辺では、平成 4 年に制定された瀬田川洗堰操作規則運用開始後、急激な水位低下による魚類の産着卵の干出、長期的な水位低下によるヨシ帯の干陸化や水草の異常繁茂、冬から春にかけての高水位時には砂浜の浸食、ヨシ刈り・ヨシ焼きへの支障などさまざまな問題が明らかになってきた。

・今後は、このように明らかになってきたなさまざまな課題を踏まえて、治水、利水、環境上のニーズのバランス、あるいは、水位操作による琵琶湖周辺と下流への影響とリスクの分担を統合的に再検討し、より望ましい水位管理に向けた水位操作の見直しが必要と考えられる。

（「琵琶湖淀川のこれからの流域管理に向けて」提言：平成 23 年 3 月 P14 参考）

論点 27 一昨年度、県が開発に伴う調整池の確率を 1/50 から 1/10 に落とそうとしたこととの整合性がとれない

【現状 27】

- ・ 開発事業の調整池については、都市計画法に基づき開発許可事務の中で適切に各市および県において審査されている事項であり、各市および県がそれぞれの技術基準により運用されていることを踏まえ、条例要綱案には規定していない。
- ・ 開発審査については、今後も適切に対応していく。
(参考) 一級河川に係るもの(開発面積 1 ha 以上) : 1/50
その他市町管理河川に係るもの : 1/10~1/50

IX. その他、制度の高コスト体質等

論点 28 治水データーシステム整備に要した委託費が 1 億円強であり、労力と合わせて高コストである。今後の精度の維持管理に見込まれるコストも不明確である。嵩上げ後の影響含めたシミュレーション必要

【県の考え方 28】

- ・ 委託費については、地先の安全度のシステム構築に必要な開発経費を適切に積み上げ算出した額である。
- ・ 今後、維持管理コストについても適切に積み上げ、おおむね 5 年毎に地先の安全度を更新し精度を確保する。
- ・ その際に必要な地形や地盤高等にかかる資料収集、氾濫解析計算など取組が持続的なものとなるよう、その仕組みを検討していく。

論点 29 受賞した論文の作成者になぜ民間コンサル職員が入っているのか 論文は職員の個人成果か県のものか cf. 今回受賞の兵庫県は組織

【現状 29】

- ・ 論文は、県職員とコンサルタント会社職員が共同で作成したものであることから、県とコンサルタント会社の共同成果と考えている。
- ・ 受賞については、土木学会の表彰規程に基づくものである。

論点 30 総体的に見て、この条例では、将来の治水安全度の向上が展望できないのではないかと危惧される

【県の考え方 30】

- ・ 条例要綱案においては、河川の整備により将来に向けて少しでも治水安全度を上げることができるよう、「ながす」対策を推進するための規定を設けた。

- ・これに加え、流域治水を実践することで、流域全体の治水安全度を向上させるもの（水害リスクを軽減）。